

議案第 5 6 号

四万十町行政評価条例の一部を改正する条例について

四万十町行政評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 6 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町行政評価条例の一部を改正する条例

四万十町行政評価条例（平成 21 年四万十町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は、」の次に「四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年四万十町条例第 25 号）（以下「まちづくり基本条例」という。）第 23 条に基づき、」を加え、「行財政運営及び職員の意識改革や能力」を「行財政運営並びに職員の意識改革及び能力」に改める。

第 2 条第 1 号中「四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年四万十町条例第 25 号）」を「まちづくり基本条例」に改め、同条第 3 号中「行なう」を「行う」に改める。

第 6 条第 2 項中「当該年度の翌年度から」及び「施策及び」を削り、同条第 3 項中「施策の達成度並びに」を「施策及び」に、「及び達成度」を「達成度等」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（評価の実施）

第 7 条 評価は、内部評価及び外部評価とし、毎年度、実施するものとする。

2 内部評価は、実施機関が実施するものとする。

3 外部評価は、四万十町総合振興計画審議会条例（平成 18 年四万十町条例第 209 号）第 1 条に定める四万十町総合振興計画審議会が実施するものとする。

第 8 条から第 10 条までを削る。

第 11 条中「その結果について」を「その結果を取りまとめ」に改め、同条を第 8 条とし、第 12 条を第 9 条とし、第 13 条を第 10 条とする。

第 14 条中「予算編成及び町の総合的かつ基本的な計画」を「総合振興計画及び予算編成」に、「事務事業の再編及び質の向上」を「施策の見直し及び事務事業の効率化」に改め、同条を第 11 条とし、第 15 条を第 12 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。